

次世代育成支援対策推進法及び  
女性活躍推進法に基づく

## 社会福祉法人滋賀同仁会一般事業主行動計画

社会福祉法人滋賀同仁会の職員の仕事と生活との調和を推進するとともに、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年5月1日～令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1： 有給休暇平均取得率を60%とする。

○取組内容・実施時期

令和5年5月～

- ・6か月毎に有給休暇取得状況及び目標達成に向けて取得予定を確認
- ・各施設において単年度目標を立て有給休暇取得進捗状況を確認

目標2： 男性職員の育児休業（産後パパ育休を含む）取得を促進する。

○取組内容・実施時期

令和5年5月～

- ・制度内容を説明したパンフレットの掲示
- ・年に1度職場の上司に対する研修を実施